

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（素案）

1 趣旨

埼玉県では、将来医師として埼玉県の地域医療に貢献することを考えている医学生に奨学金を貸与しています。この奨学金は、県が定める条件で医師として勤務（義務従事）すれば奨学金の返還が免除される制度です。今回、条例を一部改正し、奨学金の返還免除要件の変更をすることで、医師の確保と奨学金貸与者のキャリア形成の両立強化を図ることにしました。

2 現行制度の概要

《対象者》

「埼玉県出身の医学生」または「県が指定する大学の医学生」

《貸与額・貸与期間》

月20万円以内・大学入学から卒業まで（6年間）

《返還免除要件》

次の①②を満たすこと

①県内病院等での勤務が9年に達すること

②以下のいずれかに該当すること

- ・ 特定診療科^{*1}での勤務（臨床研修期間を除く）が7年に達すること
- ・ 特定地域^{*2}の公的医療機関での勤務（臨床研修期間を除く）が7年に達すること

3 改正の内容

返還免除要件を以下のとおり変更し、医師の確保とキャリア形成の両立強化を図る。

《返還免除要件》

次の①②を満たすこと

①県内病院等での勤務が9年に達すること（現行制度から変更なし）

②以下のいずれかに該当すること

- ・ 特定診療科^{*1}での勤務（臨床研修期間を除く）が7年に達すること（現行制度から変更なし）
- ・ 指定医療機関^{*3}の準特定診療科^{*4}での勤務（臨床・専門研修期間を除く）が2年に達すること
- ・ 指定医療機関^{*3}での勤務（臨床研修期間及び、専門研修期間の内2年を超える期間を除く）が4年に達すること

* 1 特定診療科…産科、小児科、救命救急センター

* 2 特定地域…川越比企（北）保健医療圏（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村）

利根保健医療圏（行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）

北部保健医療圏（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町）

秩父保健医療圏（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）

* 3 指定医療機関…特定地域の公的医療機関、国立病院機構が開設する特定地域の医療機関、その他知事が指定する医療機関

* 4 準特定診療科…外科、総合診療を担う診療科